介護保険事業者指定申請の手引き

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導編

名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課

目　　次

Ⅰ　指定の意義・指定の審査等

Ⅱ　指定の基準
　1　基本方針のあらまし
　2　基準のあらまし

Ⅲ　指定の事務の流れ

Ⅳ　指定申請書類

※介護保険法に基づく各種申請、届出等について書類の作成や届出業務について、業として行えるのは社会保険労務士法により社会保険労務士の資格を付与された社会保険労務士のみです。
社会保険労務士が書類作成された場合や、申請等に同行された場合は「社会保険労務士証票」もしくは「社会保険労務士会会員証」をご提示いただくことがあります。
ただし、行政書士法の一部を改正する法律（昭和 55 年法律第 29 号）附則第 2 項に規定されているとおり、当該法律の施行（昭和 55 年 9 月 1 日）の際に、現に行政書士会に入会していた行政書士は書類の作成について業として行えます。

この手引きは、指定の再申請をされる方が、基準を確認しながら手続きを行っていただけるよう作成しました。
また、既に指定を受けられている事業所の方にも、活用いただけましたら幸いです。
なお、**この手引きは、随時見直しをしています。**その都度、ＮＡＧＯＹＡかいごネットにて改訂版を提供しますので、**必ずホームページで最新版をご確認の上、再申請の手続きをしてください。**

この手引きは、令和 5 年 4 月 1 日版です。

Ⅰ　指定の意義・指定の審査等

・名古屋市内に事業所を設置し、介護保険法に基づく居宅サービス（介護予防サービス）の事業を行い、介護報酬を受けるには、名古屋市長の指定を受ける必要があります。

・居宅療養管理指導は、病院、診療所又は薬局が行うものとされており、保険医療機関又は保険薬局の指定を受けたときに、介護保険法の規定により指定があったものとみなされます（医療みなし指定）。なお、届出により、この指定を辞退することができますが、いったん辞退し、再度居宅療養管理指導を行うためには、この手引書に沿った指定申請（再申請）が必要です。

・再申請による指定は、事業者からの申請に基づき、事業所ごとに行います。

・再申請による指定にあたり、①申請者が病院、診療所又は薬局を開設している者（法人格不要）であること、②従業者の人員及び設備の基準を満たすこと、③申請者又はその他役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査します。

・再申請による指定の有効期間は、6 年です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。その際、基準に従って適切な運営がされない場合には、指定の更新が受けられないことがあります。なお、医療みなし指定の場合は、指定の更新申請の必要はありません。

・人員、設備、運営基準違反等取消し事由に該当した場合は、指定の取り消しや、指定の全部又は一部の効力停止（介護報酬の請求停止や新規利用者との契約停止等）の行政処分を受けることがあります。

Ⅱ　指定の基準

・居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）についての指定基準は、次の基準により規定されています。事業を行うにあたり、基準省令、基準条例の理解が必要です。基準省令や基準条例は、必要最低限の基準を定めたものであり、事業者はこれらを遵守し、常に事業運営の向上に努めなければなりません。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）	基準省令
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）	基準省令
名古屋市指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年名古屋市条例第 73 号）	基準条例
名古屋市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年名古屋市条例 78 号）	基準条例

・基準省令及び基準条例には、次の要件が定められています。

① 基本方針	居宅療養管理指導等の目的等
②人員基準	従業者の技能・人員に関する基準
③設備基準	事業所に必要な設備についての基準
④運営基準	保険給付の対象となる介護サービス事業を実施する上で求められる運営上の基準
⑤本市独自基準	
ア　提供した具体的なサービス内容等の記録	5年　※基準省令では2年
イ　暴力団の排除	名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

1　基本方針のあらまし

「居宅療養管理指導」とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においても、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下同じ。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上等を図るものでなければなりません。

「介護予防居宅療養管理指導」とは、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければなりません。

2　基準のあらまし

（1）人員基準

ア　病院又は診療所の場合

・医師又は歯科医師

・薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む)）又は管理栄養士 ･････････ 適当数

イ　薬局の場合

・薬剤師

※管理者について

管理者については、人員基準上に配置についての記載がないが、運営基準上に、次の通り管理者の職務（基準省令第 52 条）の記載がある。

・従業者及び業務の管理を一元的に行う。

・従業者に運営に関する基準を遵守させるための指揮命令を行う。

よって、管理者については、人員基準の面からではなく、運営基準の面から配置が必要となる。

（２）設備基準

ア　病院、診療所又は薬局であること。

イ　事業運営に必要な広さを有していること。

ウ　サービスの提供に必要な設備及び備品を備えていること。

（３）運営基準

運営の基準として次のような項目が規定されています。

(1)内容及び手続の説明及び同意　(2)提供拒否の禁止　(3)サービス提供困難時の対応　(4)受給資格等の確認　(5)要介護認定及び要支援認定の申請に係る援助　(6)心身の状況等の把握　(7)居宅介護支援事業者等及び介護予防支援事業者等との連携　(8)居宅サービス計画及び介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供　(9)身分を証する書類の携行　(10)サービスの提供の記録　(11)利用料等の受領　(12)保険給付の請求のための証明書の交付　(13)指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針　(14)指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針　(15)利用者に関する市町村への通知　(16)管理者の責務　(17)運営規程　(18)勤務体制の確保等　(19)業務継続計画の策定等　(20)衛生管理等　(21)掲示　(22)秘密保持等　(23)居宅介護支援事業者及び介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止　(24)苦情処理　(25)地域との連携　(26)事故発生時の対応　(27)虐待の防止　(28)会計の区分　(29)記録の整備　(30)電磁的記録等　(31)暴力団の排除

Ⅲ　指定の事務の流れ

（１）指定の受付担当部署

・居宅療養管理指導等の再申請に関する事務は、名古屋市介護事業者指定指導センターにおいて行います。

・図面相談等対面受付にて行う事項については、事前予約が必要です。必ず予約をしていただいた上でお越しください。

◎〒460-0002
名古屋市中区丸の内三丁目５番10号
名古屋市介護事業者指定指導センター（名古屋丸の内ビル７階）
電話　　052-950-2232
ＦＡＸ　052-971-0577

・提出書類の様式等は、ＮＡＧＯＹＡかいごネットからダウンロードができますので、ご活用ください。
※NAGOYA かいごネット：https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/top

名古屋市介護事業者指定指導センター周辺地図

最寄駅等　地下鉄名城線：「名古屋城」又は「久屋大通」、市バス・基幹バス：「市役所」

（２）指定申請（再申請）のスケジュール

指定月の３か月前

１　（必要に応じて）事前相談

①事業者からの指定基準等に関する質問に対する応答

②図面相談＜対面で行いますので、事前に予約してください。＞

通所介護等他の介護サービス事業及びサービス付高齢者住宅等と併設の場合、建築図面で設備基準のチェックを行います。

指定月の２か月前

２　申請（通例３回程度の修正対応）

申請書類のチェック（指定月の２か月前の 10 日必着でご郵送ください。）

・確認は、欠格事由、人員、設備、運営基準適合性等

・人員基準は、資格証、勤務表等で確認

・設備基準は、図面及び写真で確認

・運営基準は、運営規程で確認

※申請時点で、必要な人員が確保できていること、建物・備品等が使用可能な状態になっていること、手数料が納付されていることが必要です。

３　受理＜対面で行いますので、事前に予約してください。＞

書類に不備のあるものについては、受理しません。

※月の末日の午後５時締切（末日が閉庁日の場合は直前の開庁日の午後５時締切）

前月

４　審査

①書面を再チェック（必要があれば補正）

②台帳入力

③事業所指定番号付番

④指定通知書の送付

指定月

５　指定（毎月１回、１日付け）

市公報登載

指定月以降

６　現地確認

人員基準に基づく従業者の適正配置、就業状況、資格要件等及び設備基準、運営基準について、指定申請時の内容と相違ないかを確認します。

７　通常の実地指導（人員基準・設備基準・運営基準・介護報酬・運営状況）

＜指定申請書受理後の留意事項＞

指定申請書が受理されてから指定までは、約１か月間ありますが、その間は指定申請書等の書類の審査を行っております。

受理されていても指定予定であり、指定通知書が法人に届く(指定番号を電話等で確認した場合も含む)までの間は利用予定者との契約はできませんのでご注意ください。

また、広告等については以下のことにご注意ください。

◎内容が虚偽又は誇大なものとならないようにしてください。

◎「居宅介護支援」については、他の居宅サービスや施設サービスと同一紙面に広告はできません。

◎介護事業所として既に指定を受けているかのような表現はしないようにしてください。（例　良い例：９月１日指定予定、悪い例：９月１日オープン）また、内覧会等を開催する場合についても同様です。

◎各家庭を訪問し、広報を行うにあたっても、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎んでください。

（３）その他

ア　生活保護法等の指定

介護保険法の指定を受けた場合、同時に生活保護法等の指定を受けることとなります。詳しくは下記ページをご覧ください。

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/docs/2014081100021/

イ　業務管理体制に関する届出

詳しくは下記ページをご覧ください。

https://www.kaigo-wel.city.nagoya.jp/view/kaigo/company/shitei/taisei.html

Ⅳ　指定申請書類

・指定申請（再申請）における必要書類は、「添付書類・チェックリスト」（以下、「チェックリスト」という。）でご確認ください。なお、チェックリストに掲載の書類の他にも、必要に応じて追加書類を求める場合がございます。

・当該チェックリストは、次の「１　指定申請書類について」の「（２）指定に係る記載事項（付表 5)」のエクセルファイルに、別シートで添付しております。

・当該チェックリストの右側には書類ごとに注意事項を記載しております。各書類を作成する際には必ずご確認ください。

・居宅療養管理指導と介護予防居宅療養管理指導を同時に申請する場合は、重複する書類の提出は不要です。ただし、各書類のサービス種類を記載する箇所には両方のサービス名を記載してください。

・書類提出の際には、次の「１　指定申請書類について」の掲載順に揃えてご提出ください。

１　指定申請書類について

（１）指定申請書（第１号様式）

（２）指定に係る記載事項（付表 5）

（３）チェックリスト

・上記「（２）指定に係る記載事項（付表 5)」の別添となります。(チェックリストは付表 5 のエクセルファイルの別シートとなっております。)

（４）登記事項証明書又は条例等

・商業登記、法人登記の登記事項証明書(3 ヵ月以内に法務局から発行された原本)をご提出ください。なお、法人格を持たない個人が運営する病院、診療所又は薬局の場合は、住民票(3 ヵ月以内に発行された原本)をご提出ください。

・介護保険サービスの実施にあたって、認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人については、別途法人を所管する部署と協議を行い、定款変更等の手続きを事前に済ませておく必要があります。（規定する具体的な文言は、法人を所管する部署にご確認ください。）

・登記申請中で、月末までに登記事項証明書が提出できない場合は、補正依頼申立書（参考様式34）と法務局の受領印が押してある登記申請書類の写しをご提出ください。

・認可（社会福祉法人、医療法人等）が必要な法人で、登記申請まで至っていない場合は、定款変更の認可書の写しをご提出ください。

（５）病院・診療所の使用許可証等の写、又は薬局の開設許可証の写

・法人格を持たない個人が運営する病院、診療所又は薬局の場合は、開設証明書の写しをご提出ください。

（６）平面図（参考様式 4）

（７）運営規程（作成例あり）

・作成例を、ＮＡＧＯＹＡかいごネットに掲載しておりますのでご確認ください。

・運営規程にも規定していただきますように、業務上知り得た利用者及び家族の個人情報について、在職中は勿論のことながら、退職後においても決して口外しない旨の誓約行為を従業者との雇用契約時に必ず行ってください。方法としては、就業規則の遵守事項に秘密

保持について規定し、雇用契約時に従業者に読み聞かせるか、雇用契約書の内容に秘密保持についての誓約を盛り込んだ上で契約締結するか、別に雇用契約時に秘密保持についての誓約書を従業者から提出させること等が考えられます。

・運営規程には、次の内容を記載する必要があります。

①事業の目的及び運営の方針

②従業者の職種、員数及び職務の内容

③営業日及び営業時間

④居宅療養管理指導等の種類及び利用料その他の費用の額

◇利用料とは別に「その他の費用」がある場合は当該費用も明記してください。

「その他の費用」とは、次の「⑤通常の事業の実施地域」外の場合の交通費（移動に要する実費）が該当します。

「その他の費用」の詳細は、愛知県のホームページ「利用料ガイドライン」を参照してください。

https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/guidelines/guidelines_index.html

⑤通常の事業の実施地域

◇客観的にその区域が特定される必要があるため、行政区画により規定してください。（「○○区の一部」等、客観的でない定め方はできません。）

◇サービス提供可能な範囲にしてください。

◇中川区と守山区等、飛び地での設定はできません。

◇「通常の事業の実施地域」は、正当な理由なくサービスの提供を拒むことのない地域のことであり、この地域以外の利用者であってもサービスを提供することはできます。

⑥虐待の防止のための措置に関する事項（R6.3.31まで努力義務）

⑦その他運営に関する重要事項

◇利用者及びその家族の秘密の保持等について記載してください。

（８）利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要（参考様式 6）

（９）誓約書（参考様式 8-1-1、8-1-2）

・参考様式 8-1-1 と参考様式 8-1-2 の 2 種類の誓約書をご提出ください。

・内容を確認した上でご提出ください。

・役員等には、管理者が含まれます。また介護保険事業を開始後も、役員や管理者が変更になる際には、これらの誓約内容を満たしていることの確認が必要です。

役員の範囲

※業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問いません。

医療法人	①理事、②監事
社会福祉法人	①理事、②監事
特定非営利活動法人	①理事、②監事
合同会社（有限責任社員のみで構成）	①全社員
合名会社（無限責任社員のみで構成）	①全社員
合資会社 （有限責任社員と無限責任社員とで構成）	①全社員
株式会社	①取締役（社外取締役を含む）、②執行役、③監査役（社外監査役）、④会計参与
地方公共団体	①　市町村長、②副市町村長

（10）介護給付費算定に係る届出書（加算参考様式1-1）

（11）介護給付費算定に係る一覧表（加算参考様式2-1、2-2）

・居宅療養管理指導は加算参考様式2-1で、介護予防居宅療養管理指導は加算参考様式2-2でそれぞれ作成しご提出ください。同時に申請する場合は、加算参考様式2-1と加算参考様式2-2の2種類の様式をご提出ください。

（12）業務管理体制に関する届出（第１号様式又は第２号様式）

・詳細についてはＮＡＧＯＹＡかいごネットをご覧ください。

（13）社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（参考様式 33）

（14）手数料の納付書の写（Ａ4 サイズ）

・手数料の納付書の写し（Ａ4 サイズ）をご提出ください。

（15）補正依頼申立書（参考様式 34）

・法人登記が登記申請中で月末までに登記事項証明書を提出できない等の場合にご提出ください。